

遠賀町シンボルマーク及び遠賀町イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠賀町（以下「町」という。）の魅力をも町内外にアピールするために定めた遠賀町シンボルマーク及び遠賀町イメージキャラクター（以下「シンボルマーク等」という。）の適正な使用と積極的な活用を図るため、その使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク等)

第2条 シンボルマーク等は、別表のとおりとする。

(シンボルマーク等に関する権利)

第3条 シンボルマーク等の使用に関する権利は、町に属する。

(使用許可申請)

第4条 シンボルマーク等を使用する者は、あらかじめシンボルマーク等使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 町又は町教育委員会が使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (5) その他町長が認めるとき。

(使用許可範囲)

第5条 町長は、前条の規定による使用許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも該当しないときは、シンボルマーク等の使用を許可するものとする。

- (1) 町及びシンボルマーク等の品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) あきらかに利益を目的にシンボルマーク等を使用するとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 町が特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他町長が使用について不相当と認めたとき。

2 前項の許可は、シンボルマーク等使用許可書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第6条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 シンボルマーク等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの変更など応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 遠賀町シンボルマークには、「遠賀町シンボルマーク」と表記し、遠賀町イメージキャラクターには、「遠賀町イメージキャラクターおんがっぴー」又は「おんがっぴー」と表記すること。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。

2 シンボルマークの使用許可を受けた者は、前項各号の規定に加え、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用すること。
- (2) 使用の許可によって生じた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) シンボルマーク等を使用した商品等については、速やかに完成物件を提出すること。
ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) シンボルマーク等を商品等に使用する場合、年度ごとにシンボルマーク等使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を町長に提出すること。
（権利設定の禁止）

第8条 シンボルマーク等を使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（違反等に対する取り扱い）

第9条 シンボルマーク等を使用している者（使用許可を受けた者を除く。）が、この告示に違反したときは、その使用の差止め請求し、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合において、シンボルマーク等を使用している者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 シンボルマーク等の使用許可を受けた者が、この告示に違反したときは、使用の許可を取り消し、その使用物件の回収等の措置を請求することができる。この場合において、許可を取り消された者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

（損失補償等の責任）

第10条 町は、シンボルマーク等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 シンボルマーク等を使用する者は、シンボルマーク等を使用した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 シンボルマーク等を使用する者は、シンボルマーク等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。